

「2025年度（令和7年度）労働者自主福祉事業
の育成・強化に向けた要請書」に対する回答

令和7年3月

兵 庫 県

目 次

1	兵庫県労働者福祉協議会の活動に対する助成について	・ ・ ・ ・ ・	1
2	SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の 促進・支援について	・ ・ ・ ・ ・	1
3	大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・ 減災対策の強化について	・ ・ ・ ・ ・	1
4	格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネット の強化について	・ ・ ・ ・ ・	3
5	消費者政策の充実・強化について	・ ・ ・ ・ ・	7
6	ディーセントワークの実現について	・ ・ ・ ・ ・	8
7	安心・信頼できる社会保障の構築について	・ ・ ・ ・ ・	9

「2025年度（令和7年度）労働者自主福祉事業の育成・強化に向けた要請書」に対する回答

要請内容	回答内容
1 兵庫県労働者福祉協議会の活動に対する助成について	
兵庫県労働者福祉協議会は、兵庫県下各地で「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざした諸活動を展開している。私たちが推進する公助機能の整備・強化を求める社会運動や「共生」・「共助」を基本とした自主福祉運動が、今後益々必要かつ重要となってくる。 ついては、県下各地で活動を展開する兵庫県労働者福祉協議会への活動助成金として500万円/年を求める。	勤労者福祉の向上に資するため、県としても勤労者福祉施策を継続する必要があると認識している。厳しい財政環境の中ではあるが、時代にマッチした取組内容の検討など、現行水準の予算確保に努める。
2 SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援について	
（1）SDGs推進	
①兵庫県においては、令和5年に内閣府が定める「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に認定された。引き続き、既存の「兵庫県SDGs推進本部」のもと、本取り組みの着実な前進を図っていただきたい。	知事を本部長とする「兵庫県SDGs推進本部」のもと、部局間の緊密な連携により総合的かつ効果的に取り組むとともに、公民連携によりオール兵庫でSDGsを推進していく。
（2）協同組合支援の強化	
①協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化していただきたい。	①中小企業団体中央会への補助を通じて、今後も引き続き組合活動の強化支援に取り組む。 ②県内の多様な就労機会の創出等にむけ、労働者協同組合法にかかる広報等により、県民の理解促進を図る。また、設立希望者の設立手続きを円滑に進めるため、相談窓口の運営や関係機関との連携などに取り組む。
3 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化について	
（1）大規模災害等の被災者への生活支援	
①地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備していただきたい。	県HPにおいて当該災害に係る特設ページを開設し、分野毎に情報を整理し掲載することで、情報提供を実施する。
②国に対し、被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を働きかけていただきたい。	被災者生活再建支援制度については、半壊世帯及び準半壊世帯への支給対象の拡大や、それに伴う財源負担等、制度のさらなる拡充を国へ提案してきている。
③災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のために公的な支援を行うとともに、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制を強化していただきたい。	①災害ボランティアセンターの設置・運営に係る費用については、調整事務を行うための人件費・旅費が災害救助事務費の対象となっているが、同センターの円滑な設置等には、他にも必要な経費があることから、消耗品費、賃借料、通信運搬費なども国庫補助の対象とするよう、引き続き国に提案していく。 ②被災者の自立と生活再建支援のためには、一人ひとりの状況を把握し、関係者が連携してきめ細かく対応することが大切であり、市町や関係者と連携し、取り組んでいく。
④災害時には女性や子どもが暴力などの被害に遭うリスクが高まることへの対策として、避難所における性暴力防止・相談窓口の周知を行うとともに、被害を受けた方々に寄り添った対応を行っていただきたい。	県の「避難所管理運営指針」にて、女性が安心して避難所を利用できるよう、更衣室・授乳室・トイレなどの配慮、夜間パトロールの実施等、女性への暴力や性犯罪防止にも配慮した避難所運営に留意することとしている。

	加えて、避難所における女性の不安や悩みについて相談を受ける窓口を設置するよう明記している。
(2) 平時における防災・減災の対策	
①災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討していただきたい。	①県域団体やNPO等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、災害に備えた情報共有や連携訓練の実施などにより相互ネットワークを強化している。 ②ひょうごボランタリープラザを通じて、ふるさとひょうご寄附金を活用した被災地におけるボランティア活動の支援を実施しており、引き続き財源確保に努めていく。 ③自然災害で被害を受けた住宅の再建・補修等を支援し、被災者の生活基盤回復を促すべく、兵庫県住宅再建共済制度を創設している。
②災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、個別避難計画の作成を徹底していただきたい。	地域の災害危険度や高齢者等の本人の心身・居住状況を踏まえ、福祉専門職や自主防災組織等と連携し、実効性のある個別避難計画の作成を促進するため、市町への補助、多様な研修の実施、各市町の取組事例集作成、市町や関係団体等との意見交換による現場のニーズの把握などを実施している。
③災害時の災害対応拠点となる公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険箇所の点検を徹底していただきたい。	①公的施設の耐震化は、老朽度合いや立地条件、将来にわたる施設利用のあり方等を考慮して順次計画的に整備を進めてきた。未耐震の施設については、今後建替等により耐震化を進める。 ②民間の医療施設等の耐震化のため、大規模多数利用建築物等耐震化助成事業により耐震補強設計及び耐震改修工事の補助を実施している。 ③民間の医療施設等の耐震化のため、大規模多数利用建築物等耐震化助成事業により耐震補強設計及び耐震改修工事の補助を実施している。また、中規模多数利用建築物耐震診断助成事業及び小規模多数利用建築物耐震診断助成事業により耐震診断の補助を実施している。 ④県立学校の耐震改修工事は、平成30年度に全校の耐震化が完了した。 ⑤施設の老朽化対策については、県築年数及び耐震改修年度等老朽化を勘案し、長寿命化改修計画を計画的に実施している。
④住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強化していただきたい。	津波一斉避難訓練を実施して住民等に周知を図るとともに、特に浸水想定区域の一定の企業等に訓練参加を個別に促している。 また、市町に対して、地震や風水害など様々な災害に対する避難訓練も含んだ訓練を実施するよう周知している。
⑤兵庫県は、「阪神・淡路大震災」を経験したことで、助け合いによる「自然災害への備え」の仕組みとして住宅再建共済制度〈フェニックス共済〉を設立したが、残念ながら加入状況は伸び悩んでいる状況にある。2025年は、「阪神・淡路大震災」から30年という大きな節目であることも鑑み、いざという時の備えとして、本制度の周知ならびに加入促進を強化していただきたい。	いざという時の備えとなる住宅再建共済制度について、これまでの広報誌への掲載、出前受付、イベント等への出展等の広報に加え、インターネット広告の取組の充実など、さらなる本制度の周知を図っていく。合わせて、自然災害が激甚化・頻発化するなかでも持続可能な制度のあり方の研究を進めていく。

4 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化について

(1) 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

①経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図っていただきたい。

①進学・就職、生活などに悩む学生からの相談にワンストップで対応するため、令和4年8月より県にAIチャットボットによる相談窓口を開設し、相談する学生の利便性向上を図っている。

また、私立学校については、私学団体が主催する兵庫私立小学校・中学校・高等学校説明会において、入学に関する相談ブースを設けている。

②高校生に対する就学支援については、国制度によって、高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度が設けられている。

③私立高校においては、国の高等学校等就学支援金に上乗せする形で、年収約590万円未満の世帯について、私立高校の授業料平均である46万円まで支援することで、実質無償化を実現している。また、年収約590万円を境に支援金額に大きな格差が生じることから、年収約730万円未満世帯については238,800円（国118,800円、県120,000円）、年収約910万円未満世帯については178,800円（国118,800円、県60,000円）を支援することにより、中間所得層への支援を充実させている。

④さらに、年収目安910万円未満のこどもが3人以上の多子世帯については、1人当たり1万円の加算措置を実施している。

⑤進学・就職、生活などに悩む学生からの相談にワンストップで対応するため、令和4年8月より県にAIチャットボットによる相談窓口を開設し、相談する学生の利便性向上を図っている。

また、私立学校については、私学団体が主催する兵庫私立小学校・中学校・高等学校説明会において、入学に関する相談ブースを設けている。

⑥高校生に対する就学支援については、国制度によって、高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度が設けられている。

⑦高等学校等就学支援制度では、前年年収910万円未満の世帯について、授業料相当分を無償としている。

⑧高校生等奨学給付金制度では、生活保護世帯、及び住民税所得割非課税世帯に加え、家計急変により非課税である世帯に相当すると認められる世帯に授業料以外の教育費相当分が給付されている。

⑨これらの就学支援制度及び公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会が実施する奨学資金貸与制度等については、県教育委員会ホームページにおいて保護者の方に理解しやすい情報発信に努めるとともに、各学校に対しては、オープンハイスクール等の際に、中学生の保護者に対して制度の周知を行うよう依頼している。

②公立の職業訓練校の拡充（校数増・定員増）など、高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図っていただきたい。	令和6年度より、コースの新設や統合など訓練科目の再編を実施した。 これにより、製造等の現場で即戦力として活躍することのできる技術を習得する産業技術資格コース（ものづくり大学校）や事務職に加え事業部門でも活躍することができる人材を養成するものづくりオフィスワークコース（神戸高等技術専門学院）を開設するなど、職業教育の充実を図っているところである。 また、中長期にわたり人材育成支援を行うため、在職者訓練の充実に取り組んでいるところである。 今後も、地域・企業ニーズに応じた訓練に取り組んでまいりたい。
③若手社員の奨学金返済を支援する「兵庫型奨学金返済支援制度」について、申請年齢の上限緩和・補助期間の延長など拡充されてきたが、今後も効果的な事業内容を引き続き検討するとともに、より多くの利用につながるよう、県下各企業に周知を図っていただきたい。	R6年度より申請年齢の上限緩和・補助期間の延長など大幅な拡充をしたところであり、当面はより多くの利用につながるよう周知を図る。
（２）生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備	
①物価高騰が困窮や生活困難に拍車をかける中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかるとともに、住民への周知・啓発を徹底していただきたい。	法の理念のもと支援を行うとともに、必要に応じて国に対し要望等を行っていく。あわせて、就労準備支援事業等の任意事業の実施及び周知啓発を県内自治体に対し、呼びかけていく。
②相談支援にあたる人材の専門的資質を高め、社会福祉士など適切な資格をもつ人を配置することが望まれることから、相談支援員に対して研修の充実、資格取得へのサポート、専門性にみあった報酬水準への引き上げを図っていただきたい。	支援員に対しては、毎年、国において研修が実施されているほか、県でも生活困窮者自立相談支援事業従事者研修を行っており、研修内容の充実に努め、相談支援員等の養成を図ってきたい。
③生活困窮者自立支援事業の委託契約にあたっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、委託期間は最低5年以上とし支援の質や実績を総合的に判断していただきたい。	県が所管する12町での事業を実施する委託団体の選定にあたっては、事業の質を担保する観点から、企画提案審査のうえ単年度契約を行っている。複数年契約等については、法令の規定等も踏まえて検討してまいりたい。
④生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かした上で重なり合い、一体的で切れ目ない支援を行っていただきたい。	福祉事務所と自立相談支援機関間で連携を密にとり、切れ目ない支援を実施するとともに、支援内容の充実を図るよう努めていく。
（３）人間の尊厳が保証され、利用しやすい生活保護制度への改善	
①要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応について、現場に徹底していただきたい。	保護の必要な人が確実に保護を受けられるよう、福祉事務所に対する監査指導やCW研修会等で指導している。
②住居のない要保護者について、居宅保護を原則するとともに、居宅保護までの一時生活支援においても個室提供を原則としていただきたい。	生活保護においては、入院・入所の必要がある場合等でなければ居宅での保護が原則となっている。 また、一時生活支援事業において個室の提供を原則とする定めはないが、県下の一時生活支援事業では個室の提供が基本である旨聴き取っている。今後も適切な事業実施に努める。

③生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求めている。	①ケースワーカーが標準数に満たない実施機関については、事務監査を通じて、必要な人員の確保を働きかけている。 ②また、国の予算編成に対する提案で、必要に応じて人材育成事業の実施を提案するなど、国の支援を求めている。
(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化	
①子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢をいっそう明確化していただきたい。特にコロナ禍以降、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行っていただきたい。	①子どもの貧困対策として、県では所管する郡部 12 町において、生活困窮者自立支援制度の一環として、子どもの学習・生活支援事業を実施している。 また、未実施の県内各自治体に対しても積極的な実施を呼びかけている。 ②平成 28 年度から、「子ども食堂」応援プロジェクトを実施しており、子ども食堂を新たに立上げる者に対して、その費用を補助している。子どもたちと地域が絆で繋がる場所となるよう努めている。
②相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化していただきたい。	①子どもの安全確保には警察との緊密な連携が欠かせないことから、市町、警察などの関係機関との連携を強化するため、令和 5 年に県こども家庭センターの警察との連携強化を行い、市町における警察との情報共有の推進、県・市町・警察との情報共有を強化し、子どもの命を守るネットワークの体制強化を図った。 また、令和 6 年 1 0 月から、県こども家庭センターが受理した児童虐待事案を、リアルタイムで警察との情報共有を開始した。 ②県こども家庭センターの体制を強化するため、児童福祉司を計画的に採用しており、今後も増加する児童虐待に対応するために体制強化に努める。
③児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司・相談員・児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止していただきたい。	こども家庭センター（児童相談所）の正規職員の採用については、令和 4 年度の試験から年齢上限を 45 歳から 59 歳までに緩和し、受験機会も年 2 回に拡充し、正規職員の増員を図っている。今後も、引き続き大学等への求職活動や実習の受入などにより、有能で良識のある人材の確保を計画的に進めていく。 また、職員に対し、テーマや経験年数に応じた体系的な専門研修を実施して、資質の向上に努め、体制強化を図っていく。
(5) フードバンク活動の促進	
①フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけたうえで、生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進していただきたい。	①食品ロス削減を含むエシカル消費の普及に向けた啓発については、令和 6 年 3 月に改定した「ひょうご消費生活プラン」で「SDGs・エシカル消費の普及」を推進方策の 1 つに掲げており、引き続き取り組んでいく。 ②県が所管する郡部においては、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業において、生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、食糧支援を行う NPO 法人等と連携・協力し、必要に応じて食糧支援につなげている。 ③子ども食堂への食材提供等の支援については、NPO 法人フードバンク関西が、兵庫子ども食堂ネットワークを立上げ、子ども食堂の連携を支援しているが、県は当該ネットワークにオブザーバー参加し、子ども食堂に必要な情報を提供するとともに、県民から子ども食

	堂への食材提供の申込があった場合には、同法人を斡旋するなどの支援を行っている。 ④令和５年２月から、生活困窮者等に対し、行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体が連携して食品配布などのサポートを行う「ひょうごフードサポートネット」を立ち上げ、生活困窮者等への食品配布の支援に取り組んでいる。令和６年度からは専用ホームページを開設し、サポートネットの取組や県内の食支援情報等を発信するとともに、企業等に食品寄付を広く募っている。 ⑤県は、まだ食べられる食品の有効活用の観点から(一社)兵庫県食品産業協会等を通じて会員企業へフードバンク活動の情報提供を行い、フードバンクと食品関連事業者等とのマッチング支援に取り組んでいる。今後もフードバンク活動や食品ロス削減を支援していきたい。
(６) 自死・多重債務対策等	
①２０２３年の自殺者数は２万人を超え、２０歳代以下の若年層が前年から大幅増となったほか、小中高生は過去２番目に多く高止まりしているなど、深刻な状況が続いている。自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき実効性のある施策を強力かつ迅速に推進していただきたい。	兵庫県自殺対策計画については、国の自殺総合対策大綱の改定を踏まえ、令和５年５月に中間見直しを実施。新たに「相談体制の充実強化」「子ども・若者対策」「中高年層対策」「女性対策」を重点施策とし、悩みを抱える人が適切な相談窓口につながるための取組、周囲が悩みを抱える人に気づき温かく受け止められる社会づくりを目指すための取組等を引き続き推進していく。
②若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているＳＮＳ相談活動について、自殺対策におけるＳＮＳ相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止していただきたい。	①国の委託事業であるＳＮＳ相談事業については、本県でもＨＰ等により相談希望者への周知や必要時の連携を実施しているところである。また県としても、若年層に向けたＬＩＮＥ電話相談の実施、ＳＮＳ広告による相談窓口の啓発を行っている。今後も若年層の自殺対策を引き続き推進していく。 ②国の委託事業であるＳＮＳ相談事業については、本県でもＨＰ等により相談希望者への周知や必要時の連携を実施しているところである。 また県としても、若年層に向けたＬＩＮＥ電話相談の実施、ＳＮＳ広告による相談窓口の啓発を行っている。今後も若年層の自殺対策を引き続き推進していく。 ③ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)相談２４時間ホットラインを実施しており、２４時間体制で電話によるいじめ等の悩み相談に対応している。 ④児童生徒が気軽に相談できるようにするため、ＳＮＳによる相談を実施しており、相談員にチャット形式で相談できる双方向相談や２４時間いつでも学校に伝えたいことを書き込める一方向相談により、対応している。
③若年層からのＳＯＳの出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実を図っていただきたい。	①子ども・若者の自殺対策の推進として、若年層対象に自殺予防支援事業を令和６年から高等学校だけではなく、大学・専門学校等へも拡充させ、生徒・学生及び保護者、教職員等を対象に出前講座を実施している。内容としては、生徒・学生へ「自分と周りを大切にすること」という内容でセルフケア研修とゲートキーパー講座を実施し、保護者や教職員等に対しては、ゲートキーパー講座を実施する

	とともに、それぞれの学校現場・家庭で起きている問題に対して講師がスーパーバイズを行い、より強力に子ども・若者のいのちを守るための取組を行っている。 ②高校生心のサポートシステム事業において、研究開発校では自殺予防に関する重層的支援に向けた実践・研究に取り組み、生徒の援助希求的態度の育成を図っている。 また、各学校において、県立心の教育推進センターの「自殺予防に生かせる教育プログラム」を活用し、自殺予防教育を推進している。加えて、自殺予防教育担当者研修会等を実施し、児童生徒の自殺の現状や、心の危機に気付く力と相談する力を育成する自殺予防教育について理解を深め、各学校における自殺予防教育の体制づくりや取組の充実を図っている。
(7) 住まいの安心・住宅セーフティーネットの拡充	
①住居確保給付金の周知広報を強化し、住居を失う恐れのある方々の利用を促進していただきたい。	制度や窓口の周知については、県ホームページへの掲載のほか、各実施機関が地域の実情に応じた適切な方法により実施している。
②行政の保有する居住施設や公的住宅の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPO支援法人等と連携し、生活・就労支援を行っていただきたい。	①職員公舎については、職員の福利厚生の一環として設置しているものであり、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」に基づき、統合・廃止により必要戸数の見直しを行っている。 必要な戸数のみを存置としている中で、住居喪失者へ提供を行うことにより、職員がすぐに入居ができなくなり、本来の目的が果たせなくなるため、提供は難しい。 ②公営住宅法において「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸すること」と規定されているため、公営住宅の無償提供の実現は困難と考える。③生活困窮者一時生活支援事業を行う社会福祉法人等に対しては、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失わない範囲の家賃で目的外使用許可による県営住宅の提供が可能であるため、社会情勢等を鑑み、福祉部局等と連携して体制作りを努める。
5 消費者政策の充実・強化について	
(1) 地方消費者行政の充実・強化	
兵庫県の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化を図っていただきたい。	①市町との役割分担のもと、H30年度より地域消費生活センターの相談機能を消費生活総合センターに集約し、消費者被害の防止・救済機能を高度化・専門化するとともに、市町の相談対応力強化に向けた支援を充実しており、引き続き取り組んでいく。 ②消費生活相談員については、令和2年度からは地方公務員法に規定する会計年度任用職員として任用しているが、回数や年数による再度の任用の制限は行わず、豊富な知識や経験等を有する人材の任用により、相談対応力の強化を図っている。 ③消費生活総合センターに消費生活に関する様々な情報を集約し、事業者指導に迅速に活用するとともに、「特定商取引法」及び「消費生活条例」で禁止する不当な取引行為等を行った事業者

	対し、県警や関係機関と連携して調査・業務改善指導・行政処分等の適正な措置を行っており、引き続き取り組んでいく。
(2) 地域での消費者教育の推進に対する支援	
①公的機関が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約条例を制定していただきたい。	①公契約条例の制定については、本県としては、最低賃金法など労働関係法令の遵守事項を契約書に明記し、遵守しない場合は契約解除ができる旨規定し、誓約書を提出させることで、実効性は十分確保できるものと考えていることから、条例ではなく要綱による運用を行っていくこととしている。 ②県が発注する建設工事及び建設工事関連業務では、ダンピング対策として最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を設定している。その算定にあたっては、「契約の内容に適合した履行がなされると認められる水準」として、国において設定された算定式を用いている。 ③本県発注の工事において、労務費は公共工事設計労務単価を採用している。同単価は、技能労働者の賃金の支払い実態を調査する労務費調査の結果を元としているものであり、実態を踏まえた単価を適切に設定している。 なお、近年同単価は上昇傾向にあり、本県において令和6年は対前年比6.5%の上昇となっており、特例措置や、契約後の価格変動に対してはスライド条項等により適切に対応している。
②一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者がともに尊重し合い良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めていただきたい。	①令和6年3月に改定した「ひょうご消費生活プラン」では「安全・安心な消費生活と持続可能な社会を目指した消費活動の実践」を目標として掲げている。倫理的観点をはじめとする消費者教育の推進については、本プランに基づき、消費生活総合センターを中核拠点として、全県的に取り組んでいく。 ②カスタマーハラスメントの防止について、令和2年の国の指針を受け、国と協力してチラシ等での啓発を行うと共に、暴言や暴力等は犯罪に該当しうることも周知している。また、カスタマーハラスメントの実務対応の習得を目的としたセミナーを県自ら実施するとともに経済団体による開催を支援するなど、企業でのカスタマーハラスメントの未然防止、発生時対応等の自主的な取組を後押ししている。 今後、労働施策総合推進法改正に向けた国の動きを注視していくとともに、労働局、関係機関・団体と連携を密にして普及・啓発を進めていく。
6 ディーセントワークの実現について	
①職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底していただきたい。	ハラスメントの防止について、厚生労働省・兵庫労働局と連携し、広く周知、啓発を実施していく。
②要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努めていただきたい。また、介護従事者が働き続けられるよう、賃金・処遇の大幅な改善を図っていただきたい。	①県では地域包括支援センターの職員を対象とした相談対応力向上研修を実施するなど、各市町の地域包括支援センターの機能強化に向けた支援を行っている。 ②兵庫県老人福祉計画(第9期介護保険事業支援計画)(R6～R8)における市町のサービス需要見込に基づく整備目標を踏ま

	え、在宅要介護者の状況変化に迅速かつ柔軟に対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等を含め、地域の実情にあわせた居宅サービス基盤の整備を進めていく。 ③給与水準の格差がある中で他産業では賃金引き上げの動きがあるため、これまで処遇改善制度の対象に含まれていない介護支援専門員も含めすべての介護従事者の方の処遇改善が図られるよう、基本報酬の引き上げや加算制度の更なる充実を国に要望してきた。令和6年度の報酬改定にて、処遇改善加算は一本化され、加算率も上がったが、依然として全産業平均との乖離が見込まれているため、引き続き必要な要望を国に行っていく。
7 安心・信頼できる社会保障の構築について	
(1) 子育て支援	
①こども基本法の理念にもとづき、保護者が安心して生み育てられる条件整備や、子どもが健やかに育つための環境整備を図っていただきたい。	①預かり保育や在宅乳幼児とその親に対する体験等幼児教育への取組を支援するとともに、障害等のある園児への支援や保護者へのカウンセリングの支援を通じて、保護者や地域のニーズに幅広く対応する私立幼稚園を支援する。 ②こども基本法に基づく県のこども計画（ひょうご子ども・子育て未来プラン）において「誰もが安心して子育てでき、すべての子どもが健やかに育つ兵庫の実現」を基本理念として、毎年度策定する行動プログラム（実施計画）により必要な予算を確保した上で、具体的施策に取り組み、子ども、若者、子育て世代の支援を推進していく。 ③保育の質の向上及び職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育士等キャリアアップ研修を県内市町や保育関係団体等と連携して実施するとともに、県内の保育士等が受講しやすい環境の構築に努めている。 ④保育士養成、潜在保育士の復職にむけて、就職準備金等の返済免除付き貸付や実践的な復職支援研修による支援のほか、保育士・保育所支援センターによる職業紹介や就職フェアの開催に取り組んでいる。 ⑤令和7年度には1歳児の職員配置を6：1から5：1へ改善を進めるため、公定価格上の加算措置が設けられる。 ⑥保育士等の処遇改善に関しては、平成25年度から月額最大153,000円の改善がなされている。加えて県単独事業として、職員を配置基準以上に配置する保育所等に人件費の支援を行うとともに、国の給与改善の対象外となる中堅保育士に対する技能や経験に応じた処遇改善も実施している。
②妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させていただきたい。	①子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う利用者支援事業を実施する市町に対して支援を行っている。

	②市町が実施する伴走型相談支援等において、母子だけでなく父親の相談にも対応するよう引き続き推進していく。 ③本県では、企業の管理職・社員を対象とした出前講座や子育て中のパパ向けのセミナー等を実施し、男性の家事・育児参加の促進に取り組んでいる。
（２）安心の医療・介護体制の整備	
【医療分野】	
①医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化していただきたい。	①医療機関全体の効率化等に資する ICT 導入経費や人員確保人員確保のための経費を補助するなど勤務環境改善への取組を支援するとともに、「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関における労働時間短縮、勤務環境改善に向けた自主的な取組を支援していく。 ②また、「神戸大学医学部附属地域医療活性化センター」の教育・研修機能の活用等により、医師をはじめとする医療従事者の資質向上に取り組んでいく。 ③院内保育所設置支援等の勤務環境改善やナースセンター事業等による再就業支援を通じて看護職員等の確保を図っていく。
②総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿を拡充していただきたい。	①医療介護総合確保基金を活用し、兵庫県医師会及び各郡市区医師会が実施する在宅医療の推進に係る取組み（在宅医療推進体制の確保に係る検討会や、医療従事者向けの研修会の開催、多職種連携ツールの導入等）を支援している。 ②神戸大学医学部附属地域医療活性化センターの教育・研修機能の活用等により、在宅医療の地域リーダーの育成等に取り組んでいく。 ③兵庫県看護協会内に「訪問看護総合支援センター」を設置し、訪問看護人材の育成等を支援している。
③医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携が重要となることから、医師をはじめコメディカル職員※注)などの確保・育成を強化していただきたい。 ※注) 医師・歯科医師以外の医療に携わる職種の総称	①医療機関全体の効率化等に資する ICT 導入経費やコメディカル職員確保のための経費を補助するなど勤務環境改善への取組を支援するとともに、「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関における労働時間短縮、勤務環境改善に向けた自主的な取組を支援していく。 ②また、「神戸大学医学部附属地域医療活性化センター」の教育・研修機能の活用等により、医師をはじめとする医療従事者の資質向上に取り組んでいく。 ③院内保育所設置支援等の勤務環境改善やナースセンター事業等による再就業支援を通じて看護職員等の確保を図っていく。

④保健行政を強化するため、保健師等の増員など保健所の体制・機能を強化し、地域保健衛生施策の拡充を図っていただきたい。	県内の保健所は、国の保健所設置指針に基づき2次医療圏域毎に1か所の配置を基本とし、人口又は面積が圏域平均の概ね2倍を超える地域に複数配置している。政令・中核市の5か所とあわせて17か所を設置し運営しており、県としては概ね適正に配置されているものと考えている。 保健所や衛生研究所においては、感染症業務以外にも各種検査や、食品監視、薬事監視、医療監視、難病指導業務など、多岐にわたる業務があることは認識しており、正規職員だけではなく再任用職員、非正規、民間人材等を活用することで業務に支障の無い体制を確保していく。
【介護分野】	
①利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとならないようにしていただきたい。	昨年12月から国の社会保障審議会において次期介護保険制度改正に向けた検討が始まっており、軽度者への生活支援サービス等に関する給付の在り方については、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえて包括的に検討される見込みであることから、県としてもその動向を注視していく。
②地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、兵庫県として市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進していただきたい。	①県では、地域包括支援センター職員研修、専門職派遣、センター職員を対象とした相談対応力向上研修の実施など、各市町の包括支援センターの機能強化に向け様々な支援を行っている。 ②各センターの総合調整や後方支援等の役割を担う基幹的な機能強化型のセンター設置については、地域の実情を踏まえた各市町の判断によるべきものであるが、県としては各市町の設置・運営状況等について情報共有を引き続き行っていく。